

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市営霊園墓地の使用許可		
根拠法令名	大津市営霊園条例（平成 5 年条例第 3 4 号）	（条項） 第 7 条	
基準法令名	大津市営霊園条例（平成 5 年条例第 3 4 号） 大津市営霊園条例施行規則（平成 6 年規則第 1 8 号）	（条項） 第 4 条、第 6 条 （条項） 第 2 条	
所管部署	市民部 戸籍住民課 施設管理係		
標準処理期間	3 日	法定処理期間	- 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 [大津市営霊園の墓地使用の許可基準] 大津市営霊園条例第 4 条に規定する要件を満たすものに該当し、同条例第 6 条の規定に基づき墓地を使用しようとする者に、決定された者であることを基準とする。			

参 考

[根拠法令]

大津市営霊園条例

(墓地の使用許可)

第7条 墓地を使用しようとする者に決定された者は、速やかに市長に申請し、墓地の使用許可を受けなければならない。

[基準法令]

大津市営霊園条例

(墓地を使用することができる者)

第4条 墓地を使用することができる者は、6か月以上引き続き本市において住民基本台帳への記録（以下「住民登録」という。）がされている者でなければならない。ただし、現に祭しを主宰すべき遺骨を有する者は、引き続き住民登録がされている期間が6か月以上であることを要しない。

2 市長が特別の理由があると認めるときは、前項に該当する者以外の者であっても、墓地を使用することができる。この場合において、本市において住民登録がされていない者にあつては、この条例に基づく義務の履行のための保証人を本市において住民登録がされている者のうちから選任しなければならない。

(墓地を使用しようとする者の公募及び抽選)

第6条 市長は、墓地を使用させようとするときは、霊園の名称、墓地の数、位置その他必要な事項を公示して、墓地を使用しようとする者を公募しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、公募の結果、墓地を使用しようとする者の数が使用させようとする墓地の数を超えるときは、抽選により墓地を使用しようとする者を決定する。

大津市営霊園条例施行規則

(墓地を使用することができる者の資格)

第2条 条例第4条第2項の規定により墓地を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 現に祭しを主宰すべき遺骨を有し、6か月以上引き続き本市において住民基本台帳への記録（以下「住民登録」という。）がされている親族がある者で、本市に住民登録を有しないもの
- (2) 本市の施行する事業に伴い、改葬しなければならない遺骨を有し、又は移転しなければならない墳墓を有する者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。